イマドキの改憲 9

自民党草案を考える

明日の自由を守る若手弁護士の会
共同代表・黒澤いつき

「憲法の無い社会」を提案

前回まで、自民党の改憲草案の内容を、ダイジェストで解説してまいりました。他にも問題のある条文は山ほどあります。例えば、公務員による拷問及び残虐な刑罰を「絶対にこれを禁止する。」と定める36条は、「絶対に」が削除されてしまいます。

また、憲法改正手続きを定める96条は、憲法改正の発議に必要な条件が「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」から「過半数の賛成」に引き下げられ、多数派の強行で容易に改憲ができてしまう手続きに変えられてしまいます。

全削除

さらに、日本国憲法97条は、といいますと…

「97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

この条文、改憲草案では、丸ごと削除されます。自民党はこの理由を「11条と内容がかぶるから整理しただけ」と説明します。しかし97条は、「最高法規」という章の最初で、なぜ憲法が日本の「最高法規」なのかを語る重要なポジションにあり、削除するという発想は、論理の運び方を全く理解していないものだと言わざるを得ません。そもそも、基本的人権の重要性を語る条文が複数あってなぜ悪いのでしょうか。「整理」の必要性が感じられません。

そして99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」に、憲法尊重擁護義務がある、と定めていますが、改憲草案は「国民」をここに加筆します。国民に憲法尊重義務があるというのです。憲法は国民が権力につきつけ、権力をしばるもの。立憲主義を理解し、土台にしているのであれば、「国民」を加筆するという発想は絶対に出てこないはずです。

基本のキ

このように、自民党の改憲草案は、およそ「権力をしばる法」という本質を持つ近代における憲法ではありません。つまり、自民党は、国家が国民を縛ってコントロールする「憲法の無い社会」を、パッケージとして提案していると言えるでしょう。「個人の尊重」や自由、平等、民主主義…そういった、近代民主主義国家が土台にすべき基本のキを理解できていないどころか、「そんなもの不要」とばかりに否定する政権与党・自民党。70年経った今なお世界最先端の内容を誇れるはずの憲法が、こんな改憲を目指す勢力によって崖っぷちに立たされている現状を、私たち主権者は、もっと真剣に受け止めなければなりません。

（つづく）